

一般社団法人 日本言語聴覚士協会正会員 各位

一般社団法人 日本言語聴覚士協会

日本言語聴覚士協会賠償責任保険制度のお知らせ

(賠償責任保険普通保険約款+言語聴覚士特別約款)

- － 2024年度追加補償制度の任意加入募集について －
－ 基本補償・追加補償のご説明について －

日本言語聴覚士協会では、言語聴覚士の業務にかかわる不測の事故に備え、本協会正会員の皆様を対象とする賠償責任保険制度が2004年7月1日に開始されました。

2024年4月1日現在で本協会の正会員である皆様には、2024年度も引き続き賠償責任保険の基本補償として対人賠償補償および人格権侵害補償が付保されます。

補償期間は2024年4月1日16時より2025年4月1日16時までの1年間です。本制度の概要につきましては、下記をご参照ください。

◆ 日本言語聴覚士協会賠償責任保険制度の補償内容

本制度による賠償補償には、正会員全員に付保されている基本補償と、正会員が各自で任意に加入する追加補償があります。

基本補償の保険料は、本協会の事業費から支出されます。

| | 基本補償 (団体加入) | 追加補償 (任意加入) |
|-----------------|----------------------------|------------------------------------------------------|
| (1) 対人賠償支払限度額 | 1事故 0.3 億円 保険期間中 0.9 億円 | 1事故 1 億円 保険期間中 3 億円 |
| (2) 対物賠償支払限度額 | － | 1事故・保険期間中 100万円 (免責金額 1事故 1,000円) |
| (3) 人格権侵害支払限度額 | 1事故 300万円 保険期間中 300万円 | － |
| (4) 初期対応費用支払限度額 | － | 1事故 100万円 (うち身体障害についての見舞費用は、1事故において被害者1名につき3万円限度) |
| (5) 弁護士・争訟費用 | あり | あり |
| 保険料の自己負担 | 不要 | 要 (1,600円/年) |

- * この契約の保険期間は2024年4月1日16時から2025年4月1日16時までです。
- * 補償内容について詳しくは『日本言語聴覚士協会賠償責任保険制度Q&A』を参照してください。
- * 基本補償は本協会が団体加入しており正会員全員に付保されています。
- * 追加補償は任意で別途ご加入手続きが必要です。

対物賠償事故や初期対応費用の補償は、基本補償には含まれておりません。

これらの補償につきましては、正会員の皆様が各自任意で「追加補償制度」に加入する必要がありますのでご注意ください。

2024年4月1日を保険開始日とする「追加補償制度」の加入手続きは、2024年3月5日(火)までに「日本言語聴覚士協会賠償責任保険制度のご案内」に記載のWeb (URLまたはQRコード) から、クレジットカード払でお手続きください。(これまでの「郵便局でのお支払 (払込料金のご負担)」は不要となります。)

毎月5日までのお手続きで、翌月1日を補償開始日とする中途加入も可能です。

中途加入の場合も保険終期は2025年4月1日16時までとなり、保険料は月割計算となります。

Web (パソコンやスマートフォン等) からお手続きではなく紙でのお手続きをご希望される場合は、【取扱代理店：システムマネジメント】までお問い合わせください。

なお、追加補償制度は毎年加入手続きが必要となります。昨年度ご加入いただいた方もお手続きが必要となりますのでご注意ください。

また、保険料に加え、100円の制度運営費 (クレカ事務手数料等) を加算させていただきますのでご了承ください。

記

- ▶ 本協会の正会員である言語聴覚士が、言語聴覚士業務に起因して発生した他人の身体障害（追加補償においては財物損壊も含みます）について法律上の賠償責任を負うことになったとき、被害者に支払うべき損害賠償金等が補償される制度です。本協会の正会員である皆様または業務の補助者が行う言語聴覚士業務の遂行に伴う賠償事故が補償の対象となります。
 - * 「言語聴覚士業務」とは次のいずれかに該当する業務（日本国内で遂行されるものに限ります。）をいいます。
 - ア. 音声・言語機能または聴覚に障害のある者について、その機能の維持向上を図るため、言語訓練等の訓練、これに必要な検査、助言、指導その他の援助を行う業務
 - イ. 診療の補助として、医師または歯科医師の指示の下に、嚥下訓練、人工内耳の調整その他厚生労働省令で定める行為を行う業務
 - ウ. アまたはイに付随する業務
 - * 言語聴覚士であっても本協会の正会員でない方が損害賠償責任を負担することによって被る損害は補償の対象にはなりません。
- ▶ 基本補償部分は、「対人賠償補償」と「人格権侵害補償」を一括して日本言語聴覚士協会が契約者として東京海上日動火災保険株式会社と団体契約を締結しています。
- ▶ 基本補償部分は、正会員各位が会費のほかに保険料を別途徴収されることはありません。
 - * 正会員各位は任意で追加補償制度に加入できます。ご加入の際は別途保険料のお支払が必要です。
- ▶ 補償期間（保険期間）は1年間（2024年4月1日16時～2025年4月1日16時）です。
 - * 新入会員の方の保険（補償）開始日は、入会承認時期により異なりますが、基本補償は毎月1日、追加補償は毎月5日までの手続きで翌月1日午前0時を補償開始日とする中途加入が可能です。
- ▶ 契約手続きや事故時の照会窓口などの代理業務は、取扱代理店 有限会社システムマネジメントに委託契約しています。
 - * この制度の詳細は団体の代表者にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明の点は取扱代理店にご照会ください。

◆ 補償の対象となる事故の例

－基本補償の対象となる例－

【対人事故】

- 摂食・嚥下訓練中、患者さんから少しの間目を離した際に、食物が喉に詰まって患者さんが窒息し死亡してしまつた。
- 失語症のグループ訓練中に、誤って別の患者さんとぶつかり、患者さんが転倒し大腿骨を骨折。その後自立歩行不能となってしまった。
- 言語聴覚療法を行うため患者さんを車椅子からパイプ椅子に移動介助しているとき、タオルが落ち、言語聴覚士が拾おうとして目を離した際に、患者さんがバランスを崩して転倒、後頭部を強打し大ケガをさせてしまった。

【人格権侵害】

- 小児の言語訓練中に知った個人情報を外部に漏らしてしまったことにより、プライバシー侵害で訴えられた。
- 言語聴覚士が研究のために行った質問や検査が原因となり、名誉毀損で訴えられた。

－追加補償の対象となる例－

【対物事故】

- 補聴器装用指導中に患者さんの高価な補聴器を誤って落とした上、踏んで壊してしまった。
- 難聴幼児の試聴用として業者より補聴器を預かって調整していたところ、机に置いた補聴器に誤ってお茶をこぼしてしまい、使えなくなってしまった。

【初期対応費用】

- 言語聴覚療法終了後に患者さんをベッドに移乗させようとしたところ、患者さんを誤って骨折させてしまった。取り急ぎ責任者とお詫びに行くとともに見舞金を支払った。

◆ 補償されない主な場合

1. 保険契約者（日本語聴覚士協会）または被保険者（正会員各位）の故意
2. 地震、噴火、洪水、津波または高潮
3. 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
4. 言語聴覚士業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
5. 被保険者または業務の補助者が故意または重大な過失により法令に違反して行った行為に起因する損害等
6. サイバー攻撃

◆ 事故時のお手続き

1. 万一、事故が発生した場合は、直ちに、お問い合わせ先【取扱代理店：有限会社システムマネジメント】までメールにてご連絡ください。<hoken@i-smc.com>
【取扱代理店：有限会社システムマネジメント】より事故発生報告書フォームをお送りします。
2. 事故発生報告書に、氏名・会員番号・住所・電話番号・および相手の住所・氏名・連絡先・事故状況を事実にあてはめて詳しく入力し、【取扱代理店：有限会社システムマネジメント】までメールでご返信ください。
3. 追って保険金請求に必要な書類が送付されます。

* 本制度には、保険会社が被保険者（正会員各位）に代わって被害者との示談交渉を行う「示談代行サービス」はありません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置きください。
また、賠償金額の決定の際にはあらかじめ保険会社の承認が必要となります。保険会社の承認を得ないで被保険者側で示談をなされた場合には、示談金額の全部または一部が保険金として支払われない場合がありますのでご注意ください。

<重大事由による解除について>

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合

等

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）



0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください

受付時間：平日午前9時15分～午後5時

（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

<お問い合わせ先>

東京海上日動火災保険株式会社取扱代理店

有限会社システムマネジメント（受付時間：平日9時～17時）

〒152-0002 東京都目黒区目黒本町3-5-10-1階

TEL：03-5725-1234 FAX：03-5725-1236

E-mail：hoken@i-smc.com

【日本語聴覚士協会賠償責任保険制度 重要事項説明書】

◆ 補償の概要

| 保険金をお支払いする場合 | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>＜対人・対物共通（対物は追加補償のみ）＞ 被保険者またはその業務補助者による言語聴覚士業務の遂行に起因して、他人の身体の障害（傷害、疾病ならびにこれらに起因する後遺障害および死亡をいいます。以下同様とします。）や財物の損壊（財物損壊は追加補償のみ）が発生した場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、事故が保険期間中に発見された場合に限ります。</p> <p>＜人格権侵害補償（基本補償のみ）＞ 日本国内において言語聴覚士業務を遂行することに起因して保険期間中に被保険者または被保険者以外の者が行った次に掲げる不当な行為により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をこの特約条項に従い、てん補します。 （1）不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損 （2）口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉毀損、秘密漏えいまたはプライバシーの侵害</p> <p>＜初期対応費用補償（追加補償のみ）＞ 上記対人・対物事故の対象とならうる事故が発生した場合に、当該事故について被保険者が下記の初期対応費用（その額・使途が社会通念上、妥当と認められるものに限ります。）を支出したことによって被る損害に対して、初期対応費用保険金として、1事故100万円を限度として被保険者に支払います。 （1）事故現場の保存費用、事故状況調査・記録費用、写真撮影費用、事故原因調査費用 （2）事故現場の取り片付け費用 （3）被保険者の役員・使用人を事故現場に派遣するための交通費、宿泊費などの費用 （4）通信費 （5）事故が他人の身体の障害である場合において、当該身体の障害を被った者に対して被保険者が支払う見舞金（香典を含みます。）または見舞品の購入費用 （6）保険会社の同意を得て支出した新聞等へのお詫び広告掲載費用 （7）その他上記に準ずる費用（ただし身体の障害以外の事故について、被保険者が支払う見舞金または見舞品の購入費用は含みません。） 上記（5）の費用については、初期対応費用支払限度額の内枠において、1回の事故につき、身体の障害を被った者1名につき3万円を限度とします。</p> | <p>＜賠償責任保険共通＞ 1. 保険契約者または被保険者の故意 2. 地震、噴火、洪水、津波または高潮 3. 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議 4. サイバー攻撃 など ＜対人・対物共通＞ 1. 言語聴覚士業務用の施設または設備の所有、使用または管理（言語聴覚士業務の遂行にあたって使用または管理する財物の損壊を除きます。） 2. 自動車、原動機付自転車、航空機、昇降機（もっぱら貨物の運搬の用に供されるものを除きます）、施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力である場合および電動車椅子またはこれに準じる移動用具を除きます）、動物の所有、使用または管理 3. 言語聴覚士業務の結果を保証することにより加重された賠償責任 4. 美容を唯一の目的とする業務に起因する損害 5. 被保険者または業務の補助者が故意または重大な過失により法令に違反して行った行為に起因する損害 6. 日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された場合 など ＜人格権侵害補償＞ 1. 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯は除きます）に起因する賠償責任 2. 直接である間接であると問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 3. 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 4. 不実であることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 ＜対物賠償のみ＞ 1. 被保険者の占有を離れた財物または被保険者の行った業務の対象物の損壊自体の賠償責任 2. 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して提供した財物であって、被保険者の占有を離れたものまたは被保険者の行った業務の結果に起因する賠償責任 など</p> |
| お支払いする保険金（初期対応費用については、上記「保険金をお支払いする場合」の該当項目をご覧ください。） | |
| <p>1. 法律上、被害者に支払うべき損害賠償金 2. 万一、訴訟になった場合の弁護士報酬などの争訟費用 3. 事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用 4. 保険会社の求めに応じて、保険会社への協力のために被保険者が支出した費用 5. 他人に対する求償権の保全または引受手続または損害発生・拡大防止のために要した費用 * 上記1.2.5.については、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。 * 上記1.の損害賠償金については、その額から免責金額（自己負担額）を差し引いた額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 上記2.～5.の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、2.の争訟費用について、損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払します。 * この保険契約と重複する保険契約や共済契約（以下「他の保険契約等」といいます）がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。</p> <p>【基本補償】（他保険優先適用特約付帯） 損害の額が追加補償の保険契約により支払われるべき保険金の額とその免責金額の合計額またはこの保険契約の保険証券に記載された免責金額のいずれか大きい金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金をお支払いします。</p> <p>【追加補償】 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。</p> | |

【注意事項】

| | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>加入依頼書記載にあたってのご注意 加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。</p> | <p>保険金の支払事由に該当した場合のご注意 ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。</p> |
| <p>補償の重複に関するご注意 補償内容が同様の保険契約（特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご確認ください。</p> | |
| <p>ご加入後のご注意 ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご契約を解除することがあります。</p> | |
| <p>引受保険会社が経営破綻した場合の取扱いについて 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返戻金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限る））またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返戻金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間を経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。詳細につきましては取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。 （注）保険契約者が「個人・小規模法人・マンション管理組合」（以下「個人等」といいます）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である「個人等」がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。</p> | |
| <p>保険金請求の際のご注意 責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます（保険法第22条第2項）。このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了承ください。 ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合 ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合 ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合</p> | |

この保険契約は日本語聴覚士協会を保険契約者とし、本協会の正会員を被保険者とする団体契約です。従いまして、保険証券の請求権、保険契約を解約する権利等は、日本語聴覚士協会が有します。

日本言語聴覚士協会賠償責任保険制度 Q&A

【取扱代理店】 有限会社システムマネジメント

【引受保険会社】 東京海上日動火災保険株式会社
(担当部署) 医療・福祉法人部

このお知らせは日本言語聴覚士協会賠償責任保険制度の概要をご紹介します。詳細は団体の代表者にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明な点がございましたら、取扱代理店（有限会社システムマネジメント）または引受保険会社（東京海上日動火災保険株式会社）までご照会ください。

保険の概要

Q 日本言語聴覚士協会賠償責任保険制度とはどんな保険ですか？

- 1
- A 言語聴覚士業務に起因して発生した他人の身体障害（追加補償においては財物損壊も含まれます）について言語聴覚士が負う法律上の賠償責任に対し、被害者に支払うべき損害賠償金等が補償される保険です。
- A 基本補償部分は貴協会が一括して引受保険会社と団体契約を締結しており、貴協会正会員の皆様は全員が自動的に補償の対象となっております。また貴協会正会員の皆様は任意で「追加補償制度」に加入することができます。なお、言語聴覚士業務に該当しない業務は、本保険では補償されません。

基本補償部分について Q5、7～14については任意加入による追加補償制度においても共通です。

Q 基本補償部分の保険料は、会費のほかに支払う必要がありますか？

- 2
- A 必要ありません。基本補償部分の保険料は貴協会に正会員を代表して負担していただいております。

Q 日本言語聴覚士協会正会員でない方の事故による損害は補償の対象ですか？

- 3
- A 貴協会の正会員でない方の事故はこの保険の補償対象にはなりません。貴協会の正会員である皆様が事故の責任を問われた場合に限り、この保険による補償の対象となります。

Q どのような補償内容なのですか？

- 4
- A 貴協会は対人賠償と人格権侵害補償を一括して弊社と団体契約しています。補償期間は4月1日16時より翌年の4月1日16時までです。新入会員の方の保険（補償）開始日は、入会承認時期により異なりますが、毎月1日となります。
- A 対人賠償とは、業務上の事故により利用者の身体に障害が発生した場合の損害に対する補償であり一事故3,000万円（期間中9,000万円）、人格権侵害補償は一事故300万円（期間中300万円）限度で補償されます。この補償の対象は貴協会正会員である皆様が日本国内で行う業務および業務に付随する行為に伴う賠償事故に限りです。

Q 損害賠償金は示談の場合にも支払われますか？

- 5
- A 被害を受けられた方に支払うべき損害賠償金は示談や和解の場合にも支払われます。なお賠償責任の承認または賠償金額の決定に際してはあらかじめ引受保険会社にご相談ください。

Q 患者様のCTスキャンデータやMRIのデータをEメールでやりとりしていたところ、パソコンがウイルスに感染してデータが第三者に漏えいしてしまいました。この場合、人格権の侵害となり当制度の補償の対象になりますか？

- 6
- A 個人情報漏えいについては補償の対象とはなりません。勤務先の病院にて別途、個人情報漏えい保険に加入している場合は、そちらで補償されるケースがあります。

7 Q **本保険において訪問リハや介護予防事業等、本来の業務の場所を離れての事故は対象となりますか？**

A 対象となります。本保険は言語聴覚士業務の遂行に起因して発生した賠償事故を対象としており、施設の内外は問いません。

8 Q **指導者として指導中に発生した事故や研究に関わる事故は補償されますか？**

A 補償されます。
指導者が言語聴覚士として学生などに対する言語聴覚療法指導中や、言語聴覚療法の開発・改良のために行う研究・実験中に起きた事故は補償されます。

9 Q **ボランティアでおこなっていた言語聴覚士業務中の事故は当制度で補償されますか？**

A ボランティアとしておこなわれた言語聴覚士業務の遂行に起因して発生した不測の事故は補償されます。

10 Q **診察や注射など、医師や看護師にしか行えない行為をした場合の事故は補償されますか？**

A 補償されません。

11 Q **医師の立ち会いなくおこなった喀痰の吸引の際に起こった事故は、当制度の補償の対象になりますか？ 喀痰の吸引については医師の指示がありました。**

A 言語聴覚士が賠償責任を問われた場合は、医師の立ち会いが無かった場合でも、医師の包括的な指示のもとでおこなわれた喀痰の吸引中の事故は補償されます。

12 Q **勤務先の病院が病院賠償責任保険に加入していますが、その場合も本保険が必要ですか？**

A 病院賠償責任保険は、通常、病院が負う賠償責任を補償する保険ですので、言語聴覚士個人の賠償責任を問われた場合、補償の対象とならないのが一般的です。ただし、病院が、言語聴覚士など医療従事者個人の責任を補償する保険に加入している場合には、本保険と補償内容が重複することもあります。その際は代理店までご相談ください。病院に勤務している場合、従来は病院内の事故については病院または医師が損害賠償責任を負担するのが一般的でしたが、今後、事故内容によっては言語聴覚士個人の責任が問われ損害賠償請求されるケースも十分想定できます。

13 Q **勤務先の介護事業者が「居宅介護事業者賠償責任保険」に加入していれば、この保険は必要ないのでしょうか？**

A 勤務先の介護事業者が加入している「居宅介護事業者賠償責任保険」の内容により、補償が重複する場合がございますので、取扱代理店までご相談ください。

14 Q **事故が起きた時はどうすればよいのですか？**

A 1. 万一、事故が発生した場合は、直ちに、お問い合わせ先【取扱代理店：有限会社システムマネジメント】までメールにてご連絡ください。<hoken@i-smc.com>【取扱代理店：有限会社システムマネジメント】より事故発生報告書フォームをお送りします。
2. 事故発生報告書フォームに、氏名・会員番号・住所・電話番号・および相手の住所・氏名・連絡先・事故状況を事実即してできる限り詳しく入力し、【取扱代理店：有限会社システムマネジメント】までメールでご返信ください。
3. 追って保険金請求に必要な書類が送付されます。

<お問い合わせ先【取扱代理店】> **有限会社システムマネジメント**
〒152-0002 東京都目黒区目黒本町3-5-10-1階
TEL：03-5725-1234 / FAX：03-5725-1236
E-mail：hoken@i-smc.com

任意加入による追加補償制度部分について

Q 任意加入による追加補償制度とは何ですか？

15

A 日本言語聴覚士協会正会員の皆様の業務実態にあわせて、より充実した補償が追加されます。ご加入は任意です。正会員の方に限り加入できます。

Q 追加補償制度はどのような内容なのですか？

16

A 対人賠償1事故1億円（保険期間中3億円）を支払限度額とする補償が追加されます。（基本補償と合わせ、支払限度額が1事故1.3億円・保険期間中3.9億円となります。）また対物賠償1事故・保険期間中100万円（免責金額は1事故1,000円）、初期対応費用1事故100万円（うち対人見舞費用は、1事故において被害者1名につき3万円限度）が追加補償されます。
対物賠償とは言語聴覚士業務の遂行に起因して利用者等他人の財物を損壊したことによる損害を補償するものです。
制度の保険期間（補償期間）は2024年4月1日16時～2025年4月1日16時までです。1年間の保険料は1,600円です。（別途、制度運営費100円を加算させていただきます。）毎月5日までのお手続きで、翌月1日0時を補償開始日とする中途加入が可能です。中途加入の場合も保険終期は2025年4月1日16時までとなり、保険料は月割計算となります。
なお、追加補償制度は毎年加入手続きが必要となります。
昨年度ご加入いただいた方もお手続きが必要となりますのでご注意ください。

Q 初期対応費用補償とはどんなものですか？

17

A 事故の発生後、責任の有無が十分判明しない段階で、社会通念上妥当と認められる初期対応費用（事故の現場保存費用、被害者へのお見舞金等所定の費用）を皆様（被保険者）が支出したことによって被る損害に対して保険金をお支払いいたします。
但しお見舞金、見舞い品の購入費用に関しては、1事故において被害者1名につき3万円を限度として対人事故発生時のみお支払いいたします。
なお初期対応費用は、結果として皆様に法律上の賠償責任がないことが判明した場合であってもお支払いいたします。

Q 追加補償制度に加入するにはどうしたらいいですか？

18

A 以下①②のいずれかの方法でお手続きください。
①日本言語聴覚士協会ホームページ < <https://www.japanslht.or.jp/> > の「会員マイページ」からお手続きください。
②別チラシ「日本言語聴覚士協会賠償責任保険制度のご案内」に記載のURLまたはQRコードからお手続きください。
※Web（パソコンやスマートフォン等）からのお手続きではなく紙でのお手続きをご希望される場合は、【取扱代理店：システムマネジメント】までお問い合わせください。
なお、保険料の払込方法はクレジットカード払となります。

Q 日本言語聴覚士協会の正会員ではありませんが追加補償制度に加入できますか？

19

A 本制度は、日本言語聴覚士協会の正会員のみが対象です。
非会員の方は、日本言語聴覚士協会に入会してから追加補償制度にお申込みください。入会については、日本言語聴覚士協会ホームページ < <https://www.japanslht.or.jp/> > をご覧ください。

このお知らせは日本言語聴覚士協会賠償責任保険制度の概要をご紹介します。詳細は団体の代表者にお渡ししております保険約款によりますが、保険金のお支払い条件・ご契約手続き、その他ご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。

ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。従いまして、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。